

◇ 建設業 経営事項審査制度について ◇

(1) 経営事項審査とは

建設業者の経営事項審査とは、建設業法第27条の23の規定に基づき公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの（※1）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない（※2）**経営に関する客観的事項についての審査**です。

客観的事項の審査は、建設業法、同施行令、同施行規則及び告示、通達により審査の基準が定められています。

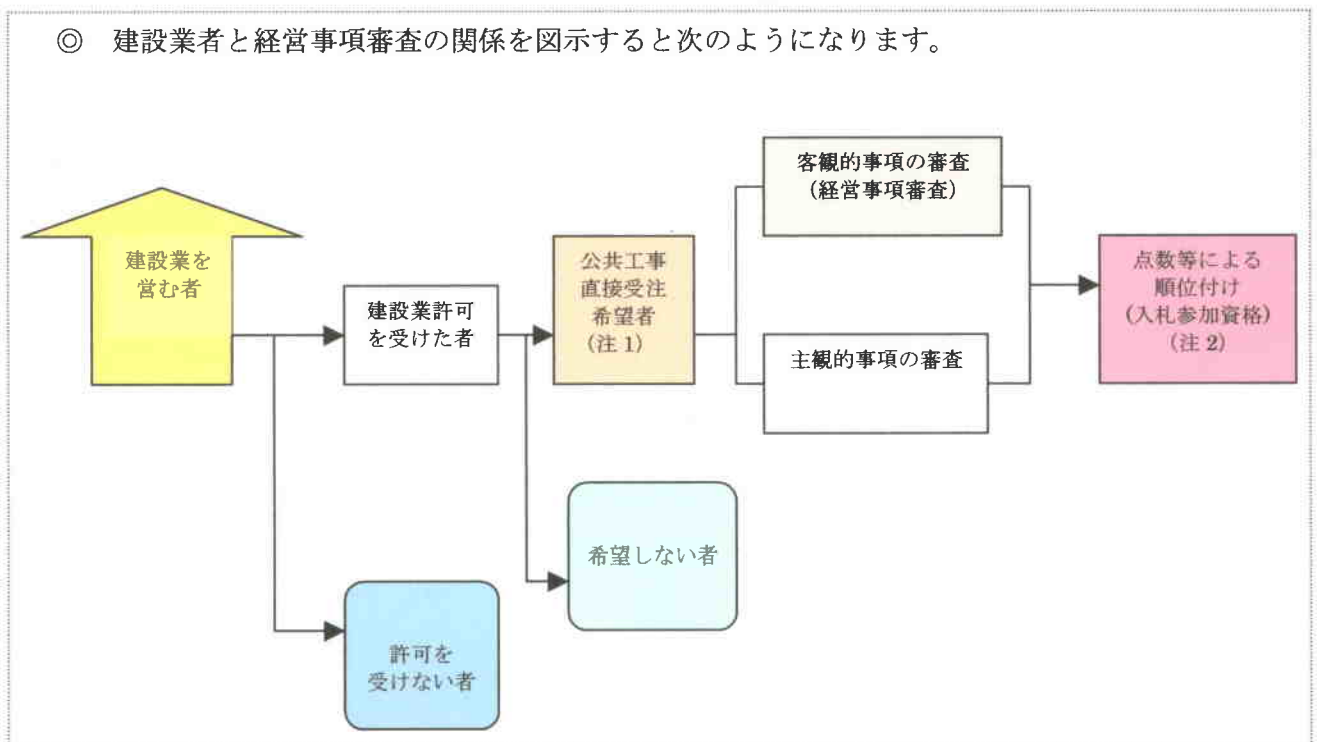
- ※ 1 国、地方公共団体、法人税法別表第一に規定する公共法人（愛知県の場合：愛知県住宅供給公社、愛知県道路公社など）又は特別の法律により設立された法人等で建設業法施行規則で定められた者（中日本高速道路株式会社など）が発注する仕事です。

ただし、次のものを除きます。

1. 工事一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円（消費税及び地方消費税を含む）未満、その他の工事にあつては500万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事
2. 緊急性が重視される災害関係の応急工事
（通常の災害復旧工事は、経営事項審査を受けなくてはなりません。）

- ※ 2 発注者と請負契約を締結する際に、その日より1年7か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていなければなりません。

◎ 建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



注1) 契約日より1年7ヶ月以内に審査基準日のある経営事項審査の受審が必要です。

注2) 入札参加資格申請に必要な書類については、各入札参加資格の申請先となる国、地方公共団体等を確認する。

(2) 経営事項審査制度

この経営事項審査制度は、昭和25年以来建設業者の信用、技術、施工能力等を総合的に評価する制度として定着していますが、技術と経営に優れた企業を育成するという観点から、企業力を的確に評価するために審査体制の充実が図られています

経営事項審査制度の要旨

- 1) 経営事項審査は次の事項について、数値による評価を行います。
 - ア 経営状況（経営状況分析）
 - イ 経営規模、技術力その他①以外の客観的事項（経営規模等評価）
- 2) 「経営状況分析」については国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が、「経営規模等評価」については各許可行政庁が審査を行います。
- 3) 厳正な審査を行うため、書面による申請、添付書類、報告・資料の提出請求が法定化されています。
- 4) 「経営状況分析」「経営規模等評価」の結果の数値を用いて算出する「総合評定値」を経営規模等評価の申請先の各許可行政庁に請求することができます。
- 5) 「経営状況分析」「経営規模等評価」の申請及び「総合評定値」の請求には手数料が必要となります。

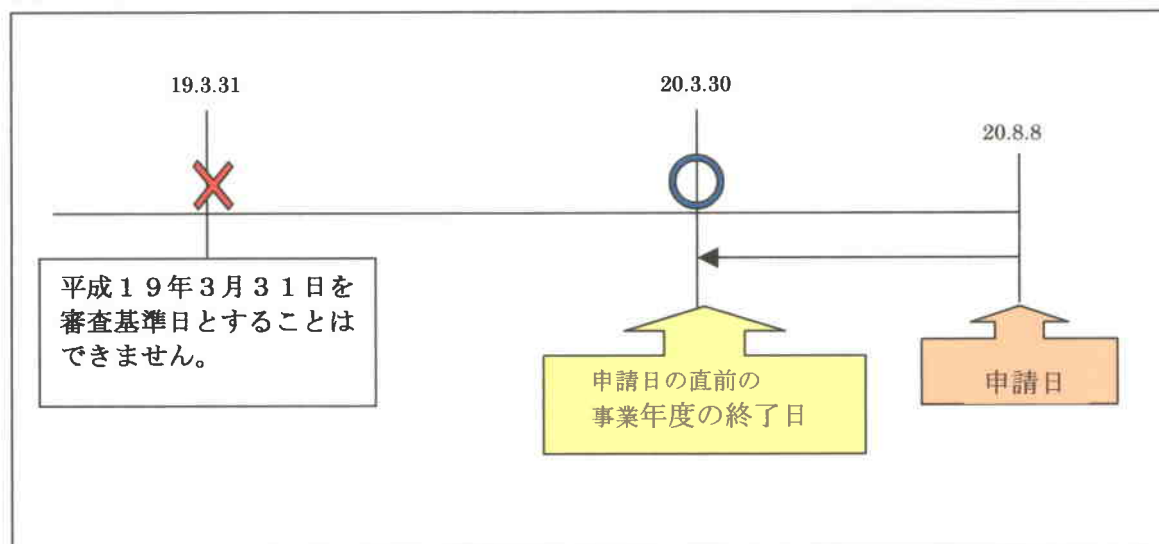
審査基準日

審査の基準日は、申請日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）、新設の場合は会社が成立した日又は開業した日になります。

また、合併又は営業権譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合がありますので、事前にご相談ください

審査基準日は、直前の事業年度の終了日であるため、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

例) 申請日が平成20年8月8日で、決算月が3月31日の場合



審査項目

経営事項審査の項目は、次表のとおりです。

平成23年4月改正

区 分		審 査 項 目	
総合評定 値 (P)	経営状況分析 (Y)	1 純支払利息比率	
		2 負債回転期間	
		3 売上高経常利益率	
		4 総資本売上総利益率	
		5 自己資本対固定資産比率	
		6 自己資本比率	
		7 営業キャッシュフロー (絶対額)	
		8 利益剰余金 (絶対額)	
	経営規模等評 価	経営規模 (X)	1 工事種類別年間平均完成工事高
			2 自己資本額
			3 利払前税引前償却前利益
		技術力 (Z)	1 工事種類別技術職員数
			2 工事種類別元請完成工事高
		その他の審査項目 (W) 【改正】	1 労働福祉の状況
			2 建設業の営業年数
			3 防災活動への貢献の状況
4 法令遵守の状況			
5 建設業の経理に関する状況			
6 研究開発の状況			
7 建設機械の保有状況			
8 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況			

審査基準等

上記審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値を算出します

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

P 総合評定値

X₁ 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事に係るもの

X₂ 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

Y 経営状況分析の結果に係る数値

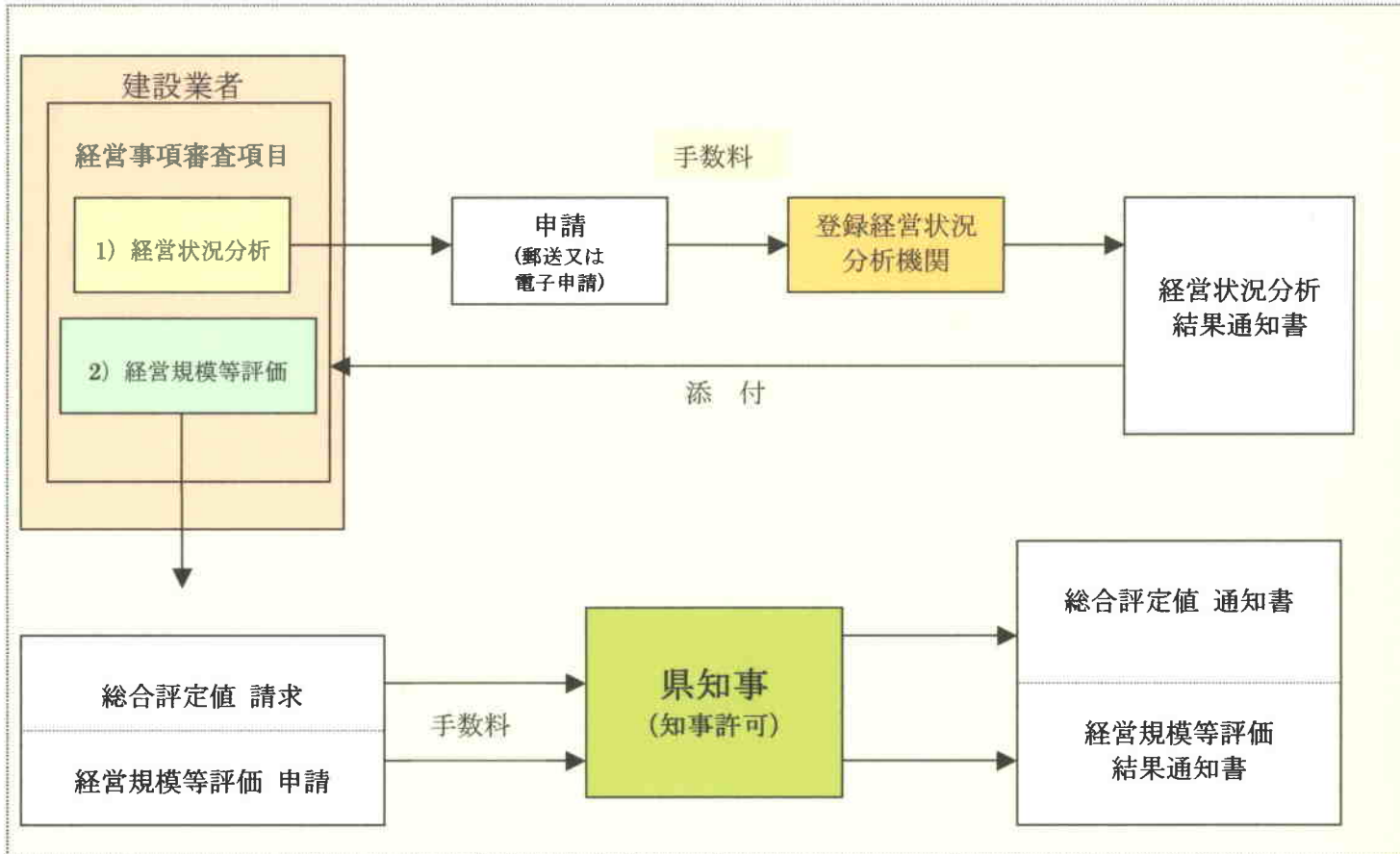
Z 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事高に係るもの

W 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、X₁、X₂及びZ以外に係るもの

◇ 経営事項審査の手続きについて ◇

申請等の手順

- 1) 「経営状況分析」の申請については、国土交通大臣が登録した登録経営状況分析機関に
- 2) 「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求については、県知事に行うこととなります。



1) 経営状況分析 及び 2) 経営規模等評価 の申請方法等については、次のとおりです。

申請別 (申請先)	1) 経営状況分析申請 (登録経営状況分析機関)	2) 経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 (県知事)
審査項目等	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営状況の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営規模 ● 技術力 ● その他の審査項目 ● 総合評定値の算出
受付時期	登録経営状況分析機関により異なりますので、各機関にご確認してください。	予約制による指定の日
申請方法		指定会場への持参による受付
手数料		のとおり (納付方法) 県収入証紙

登録経営状況分析に関することについては、登録を行う、国土交通省総合政策局建設業課【03-5253-8111 (代表)】又は、愛知県の場合は愛知県建設部建設業不動産課建設グループ【052-954-6503】までお問い合わせください。

経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

●手数料の区分

- (1) 「経営規模等評価申請及び総合評定値の請求」の場合
 申請書（様式第二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「1」
 手数料＝8,500円＋2,500円 ×業種数
- (2) 「経営規模等評価申請」の場合
 申請書（様式第二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「2」
 手数料＝8,100円＋2,300円 ×業種数
- (3) 「総合評定値の請求」の場合
 申請書（様式第二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「3」
 手数料＝400円＋200円 ×業種数

業 種	(1)	(2)	(3)	業 種	(1)	(2)	(3)
1	11,000円	10,400円	600円	15	46,000円	42,600円	3,400円
2	13,500円	12,700円	800円	16	48,500円	44,900円	3,600円
3	16,000円	15,000円	1,000円	17	51,000円	47,200円	3,800円
4	18,500円	17,300円	1,200円	18	53,500円	49,500円	4,000円
5	21,000円	19,600円	1,400円	19	56,000円	51,800円	4,200円
6	23,500円	21,900円	1,600円	20	58,500円	54,100円	4,400円
7	26,000円	24,200円	1,800円	21	61,000円	56,400円	4,600円
8	28,500円	26,500円	2,000円	22	63,500円	58,700円	4,800円
9	31,000円	28,800円	2,200円	23	66,000円	61,000円	5,000円
10	33,500円	31,100円	2,400円	24	68,500円	63,300円	5,200円
11	36,000円	33,400円	2,600円	25	71,000円	65,600円	5,400円
12	38,500円	35,700円	2,800円	26	73,500円	67,900円	5,600円
13	41,000円	38,000円	3,000円	27	76,000円	70,200円	5,800円
14	43,500円	40,300円	3,200円	28	78,500円	72,500円	6,000円

日程

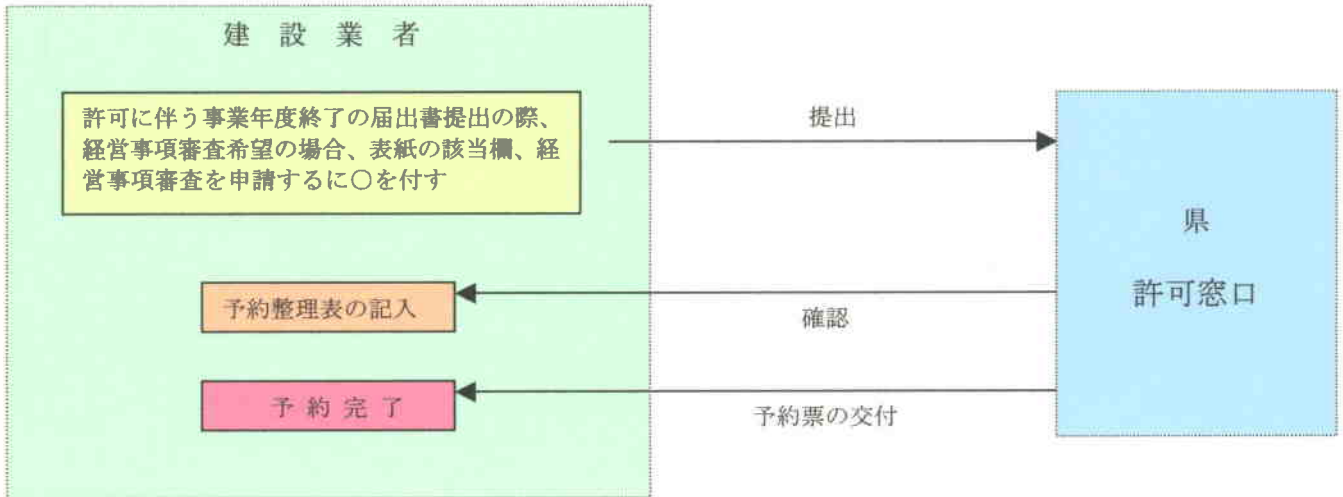
経営規模等評価の申請、総合評定値の請求をされる方は、建設業許可に関する書類の提出先で（事業年度終了届出書提出の際に）申請等の予約の申し出を行い、予約票により指定する日時及び場所において審査を受けることとなります。

受付時間は、午前9時30分～11時30分（審査は12時まで）
 午後は1時～3時30分（審査は4時まで）です。

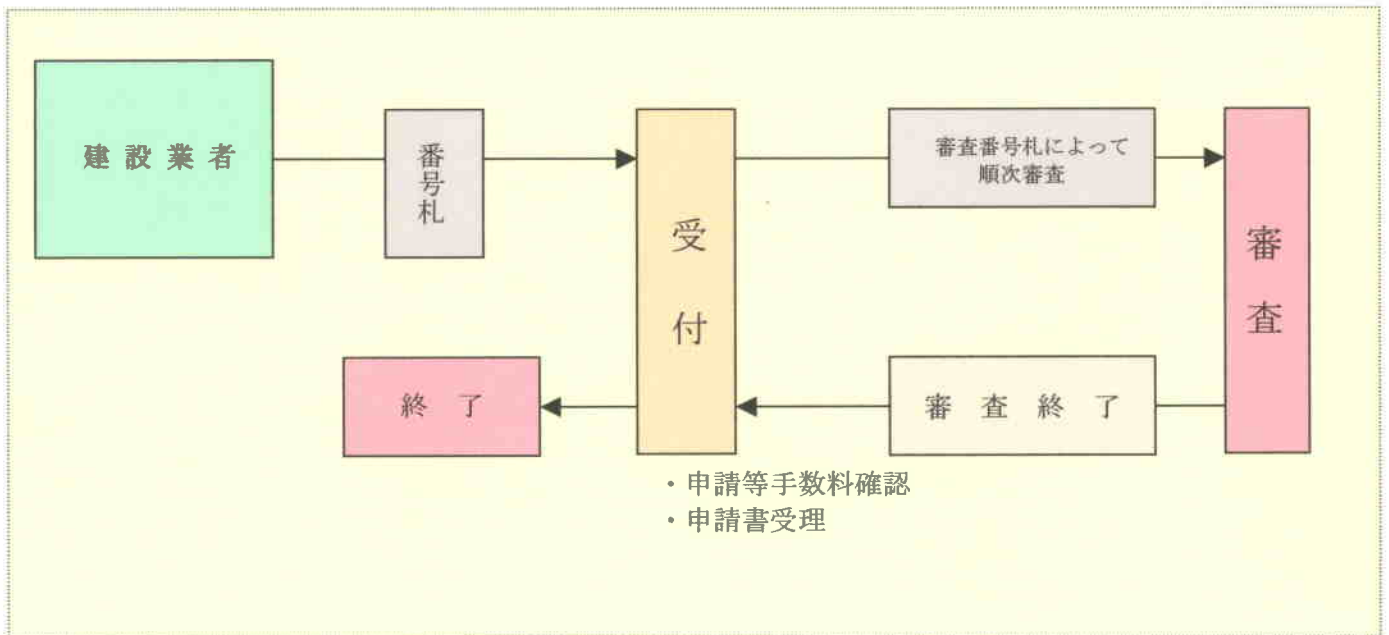
予約の流れ

※予約票は、許可受付窓口に備え付けてあります。

事業年度終了届出書提出の際に、経営事項審査受審の申出を行い、予約申込台帳に受審業者名等を記入、窓口担当者の確認を受け、予約票の交付を受ける。これで予約完了となります。



審査当日の流れ



申請時の注意事項

- ・ 受付当日は、申請書の記載内容について、説明ができる方が、書類を持参すること。
- ・ 申請時において建設業許可がない方及び許可があっても事業体の実態がない方は審査を受けることはできません（法人設立、合併を行ったとき及びみなし解散などに特に注意）。
- ・ 法人設立、合併などを行う場合には事前に建設業不動産課に相談すること。
- ・ 事業承継の認定は事前に建設業不動産課に相談すること。
（個人から法人への事業承継、個人から個人への事業承継の場合）
- ・ 申請書受付後の訂正はできません。
- ・ 二重に申請したときは、後に出した申請については結果を出すことができません。
後に出した申請を取り下げることとなります。
- ・ 申請等手数料は返却しません（申請取り下げ等により、結果が出ない場合でも返却しません。）。
- ・ 郵送による受付は行いません。また、審査申請日以外での受付は行いません

◎ 申請書類

正本1部 副本1部

下記の No 順に綴じて提出をします。なお No9 は綴じずにそのまま提出します。

1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第25号の11)	
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (別紙1)	
3	工事種類別完成工事高付表	【完成工事高の移行を希望される方のみ】
4	審査、申請等手数料証紙貼付書	・ 知事許可業者は、県収入印紙を貼る。
5	工事経歴書 (様式第2号)	・ 事業年度終了届出書提出の際に既に添付している場合は、添付を省略できます。 そして、 <u>経営事項審査の時に持参することになります。</u>
6	その他の審査項目（社会性等） (別紙3) 【改正しました】	・ 労働福祉の状況、公認会計士等数、防災活動への貢献の状況等について記入する。
7	技術職員名簿 (別紙2)	・ 建設業に従事する職員のうち、技術職員を記入する。
8	経営状況分析結果通知書 (様式第25号の10)	・ 申請書において項番「05」申請等の区分で「1.経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」「3.総合評定値の請求」をした場合には添付が必要になります。※1
9	経営規模等評価申請等提出票	

※ 1 「4. 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求」をした場合にも添付が必要になる場合があります。